

経営事項審査制度の改正 ② 経営状況分析の各比率計算における留意点

はじめに

平成20年1月31日付で建設業法施行規則および関連の告示、通知等の改正が明らかになりました。この改正は、平成20年4月1日以降実施される経営事項審査から適用されます。先月から、今回の改正で明確になった点について解説しております。第2回目の今回は、改正案では必ずしも明確でなかった、経営状況分析の各比率計算における留意点について解説してまいります。

なお、経営状況分析の各比率の算式については、2007年10月、11月のMonthly Pressをご参照ください。また、意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

1. 自己資本の額

改正案では、自己資本の額は、純資産合計の額とされていましたが、今回の改正で連結財務諸表により申請する場合には、自己資本の額は純資産合計から少数株主持分の額を控除することが明らかになりました。少数株主持分は、純資産の金額のうち、連結財務諸表を構成する連結子会社の企業集団以外の株主の持分金額ですので、「自己資本」には含めないわけです。

2. 営業キャッシュフローの額

※ 営業キャッシュフロー＝経常利益＋減価償却実施額＋貸倒引当金増加額－法人税住民税及び事業税－売掛債権増加額＋仕入債務増加額－棚卸資産増加額＋未成工事受入金増加額

※ 連結財務諸表で審査を受ける会社は、連結キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」の額

算式中の「・・・増加額」は、当該項目の当期の数値から前期の数値を控除したものを意味します(貸倒引当金は絶対値で考えます。)

「営業キャッシュフローの額」は、本来の規定上は「・・・増減額を加減したもの」となっており、各増減額を加算するのか、減算するのかが必ずしも明確でないため、「・・・増減額」を「・・・増加額」とし、＋または－の符号を付すことで算式がより明確になるように私共で独自に修正したものです。営業キャッシュフローの額の算定に関する留意点は以下のとおりです。

① 「引当金増減額」は、貸倒引当金のみ

改正前の「キャッシュフロー」では、貸倒引当金

以外の引当金、すなわち、賞与引当金、退職給付引当金、工事補償引当金などの増減額も算式に含めて計算することとされていましたが、改正後の営業キャッシュフローでは、流動資産および固定資産に計上されている貸倒引当金の金額のみが計算の対象となります。

② 売掛債権、仕入債務、棚卸資産

※ 売掛債権＝受取手形＋完成工事未収入金

※ 仕入債務＝支払手形＋工事未払金

※ 棚卸資産＝未成工事支出金＋材料貯蔵品

売掛債権、仕入債務、棚卸資産の各金額は、上に記載した科目のみを含めます。したがって、兼業事業にかかる売掛金、買掛金、製品、仕掛品などは算式に含めませんので注意が必要です。また、同様に未成工事受入金は営業キャッシュフローの金額に含めますが、兼業事業にかかる前受金は含まれません。

③ 連結財務諸表における営業キャッシュフロー

連結財務諸表により審査を受ける会社のうち、上場会社などの金融商品取引法上の有価証券報告書提出会社は、連結キャッシュ・フロー計算書という財務諸表を作成しています。この場合、営業キャッシュフローの金額は、上記算式ではなく、連結キャッシュ・フロー計算書における、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の額によることとされています。

なお、有価証券報告書提出会社ではない場合でも、会社法上の会計監査人設置会社であり、連結計算書類を作成することとした会社(会社法第444条第一項参照)についても、連結財務諸表により経営状況の審査を受けることができる(「一定の要件を満たす親会社及び企業集団に属する建設業者にかかる経営事項審査の取扱いについて」国総建第321号平成20年3月10日)とされていますが、当該会社については、会社法の規定により連結キャッシュ・フロー計算書は作成されません(会社計算規則第93条)。したがって、このような会社の場合に「営業キャッシュフロー」の額に何を採用するかが問題となります。この点については、現在国土交通省に問合せ中であり、本稿執筆時点では未だ回答が得られておりません。回答があり次第、本稿その他でご連絡する所存です。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)